

平成30年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成30年12月10日(月曜日)

本日の会議に付した事件

平成30年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中村昭人君 第6次川南町長期総合計画に合わせてスポーツ推進計画の策定を
- 2 内藤逸子君 (1) 重度障がい者(児)及びひとり親家庭等医療費助成の現物給付について
(2) 障がい者雇用について
(3) 風疹の抗体検査の補助について
(4) 新茶屋ため池付近、町道ガードレール設置について
(5) 災害対策について
(6) 沿岸・中小漁業政策について
- 3 三原明美君 (1) 川南湿原について
(2) 川南町住宅リフォーム助成事業について
(3) 災害時の対策について問う

- 日程第2 議案第 64号 川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについて
- 日程第3 議案第 65号 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて
- 日程第4 議案第 66号 川南町税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第 67号 川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 68号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 69号 川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第 70号 平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第 71号 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 72号 平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 73号 平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 74号 平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13	議案第 75号	平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第 76号	平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第 77号	平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第 78号	平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町長日高 昭彦 君	副町長清藤 荘八 君
教育長木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長岩切 拓也 君
総務課長押川 義光 君	まちづくり課長米田 政彦 君
産業推進課長山本 博 君	農地課長新倉 好雄 君
建設課長大山 幸男 君	環境水道課長篠原 浩 君
町民健康課長橋口 幹夫 君	教育課長大塚 祥一 君
福祉課長三角 博志 君	税務課長日高 裕嗣 君
代表監査委員谷村 裕二 君		

午前9時00分開議

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、7日に引き続き順次発言を許します。

まず、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） おはようございます。通告に従い質問をいたします。

皆さん、2020年に東京オリンピックが開催されるのは御存じかと思いますが、それより1年前、来年の9月に世界3大スポーツイベントの一つが日本で開催されるのを御存じでしょうか。ラグビーワールドカップでございます。2015年のイングランド大会で日本代表が、世界の強豪チーム南アフリカ代表に勝利したニュースは世界に衝撃を与えました。

あれから3年、今回の舞台は日本です。九州でも福岡、大分、熊本で世界のスター選手のプレーが見られる、まさに一生に一度の体験です。

また、今年の6月には、サッカーワールドカップがロシアで開催されました。ベスト16で惜しくもベルギーに敗れはしましたが、多くの方が寝る間を惜しんでテレビの前で声援を送りました。ほかにも日本人選手のメジャーリーグでの活躍など、こうした世界での日本人選手の躍動は多くの人々に元気や活力をもたらし、子ども達に夢や希望を与えます。

一方、スポーツは、人々に大きな感動や楽しみをもたらすばかりでなく、健康の保持にも役立ちます。高齢化社会の到来とともに、体力づくりや健康づくりに対する人々の関心も年々高まっております。

2026年には、2巡目の宮崎国体が決定しています。これを契機として、県民や町民のスポーツへの関心をより一層高め、子どもから高齢者までみんなを元気にしていけたらいいのではないかと思います。

このような中で、県では、県民誰もが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠であるスポーツを推進するため、「みんながスポーツ1130県民運動」に取り組んでおり、また、将来オリンピック競技大会などの国際大会等において、トップレベルで活躍できる優れた才能を持った子ども達を育成するために、宮崎から世界へワールドアスリート発掘・育成プロジェクトを実施するなど、健康維持や競技力向上に努めています。

そういった中、本町の、特に子どものスポーツ環境に目を向けると、競技人口の減少や施設整備の課題などあり、子ども達が十分にスポーツに取り組む体制になっていないように思われます。それは何も人口減少、施設の問題だけではなく、スポーツに取り組む上で従来の

枠組みが過渡期を迎えているものだと考えます。私はそういったことを踏まえ、本町でのスポーツ推進計画を策定すべきだと考えております。

そこで、本日は小中学生のスポーツ環境について、屋外競技施設の整備状況・計画について、町長、教育長の御所見をお伺いいたします。詳細は質問席にて行います。

○町長(日高 昭彦君) おはようございます。中村議員の質問にお答えをいたします。

議員自体も、いろんなスポーツをされていて、いろんな思いがあることを十分承知して、その思いも受け止めさせていただきました。

スポーツの持つすばらしさ、それから、これから高齢化社会に向けてスポーツが健康の維持ということにもつながる面ということで、現在、川南町としてスポーツだけを推進計画という形をつくっておりませんが、今後、第6次長期計画等を考える場合に、そういうものもこれから検討することは大事なことになるであろうと考えております。

○議員(中村 昭人君) はい、ありがとうございます。すみません、詳細な質問事項ということで、私ちょっと述べるほうを飛ばしてしまいましたけども。

まず、質問事項に関して一つ目が、部活動、少年団の抱えている課題についてお伺いいたします。

次に、合同チームでの、これは部活動においてのことなんですけど、合同チームでの大会への参加は可能かどうか。

そして、三つ目として、総合型地域スポーツクラブ、川南町にはスポーツ合衆国という総合クラブがありますが、こちらとの連携を図る考えはございませんでしょうか。

そして、競技環境としてなんですけど、屋外競技の関連施設の整備状況・計画について。

一つ目が、学校グラウンドなどの照明の設置と考えについてお伺いします。二つ目に、運動公園及び野球場の整備状況・改修計画はありますかお尋ねをいたします。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどちょっと答弁しましたので、重なるかもしれませんが、全体的には教育長のほうで答弁をしてもらいますが、施設関係について概略という形で説明をさせていただきます。

学校グラウンドについて、一部、少年団が設置した照明灯もあるんですけど、基本的には、夜間に授業を行わない、中学生においても部活動は夜間には行わないということで、町として計画というのは現在は立てておりません。

それから、運動公園及び野球場等の整備計画ということですが、議員の質問の中にもありましたけど、2巡目国体にあわせて軟式野球の会場ということで、開催地選定案が承認をされておりますので、それにあわせて、当然、やっていくべきであると考えますし、また、今年度から来年度にかけて策定します川南町公共施設活用計画検討及び個別施設計画策定業務委託ということで、多目的運動場、弓道場、野球場、陸上競技場、テニスコート等についても、個別に今後取り組んでいきたいと考えております。

○教育長(木村 誠君) 三点についての御質問だったと思いますが、まず、部活動、少年団の抱える課題はということでありましたけれども、少子化の進展によりまして、少年団や部活動に加入する児童・生徒、これは年々減少しているということになります。ということで、既に団員、部員の減少によりまして、団や部の存続が今課題になっておるということであります。少年団は10年前の平成20年度は28団ありましたが、今年度は19団、9団減少しております。

小学校単位で存続することが難しい団があり、複数の小学校の団が統合することが多いようであります。中学校部活動では、両校合わせて平成20年度は26部ありましたが、今年度は22部と4つ減少をしております。部活動によりましては、新入生の入部状況次第で活動の継続・存続が難しくなることも懸念されております。

また、部活動の顧問は教職員が努めておりますけれども、教科で配置をされますので、全ての部活動において専門性を活かした配置ができるというわけでもなく、必要に応じて外部指導者の協力を得て活動しているが現状であります。

この点につきましては、教員の働き方改革や部活動の質的な向上を目指して、国が進めております部活動指導員の配置について、県や他自治体の状況を踏まえて、本町としての検討をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、合同チームによる大会への参加は可能かということですが、少年団につきましては、他小学校あるいは近隣の町の少年団と合同で大会に出場するところもあるようであります。運動部活動におきましては、学校単位で必要最低人数に足りずチーム編成ができない場合は、宮崎県中学校体育大会における複数校合同チーム編成規定に基づいて大会に参加することが可能であります。

規定におきましては、合同チームは同一地区内、ここで言えば西都・児湯ですね。合同地区内の2校で編成すること。それから、県中体連会長が認めた場合に限ることなどが明記されております。

来年度から、特に西臼杵あたりが2校でも無理だというようなことが出ておまして、3校でも、これは秋の大会です、秋季大会ですね、3校でもいいのではないかなということが、今協議中でありまして、新年度の最初の評議委員会で決定されるのではないかなというふうに思っております。

それから、総合型地域スポーツクラブとの連携をということでもありますけれども、総合型地域スポーツクラブ、県内の全ての市町村で設置するということが、県の働きかけによりまして、先ほどありましたように本町では平成28年3月にスポーツ合衆国の名称で設置されました。現在、10の教室で約100人の会員がおられるようであります。

総合型地域スポーツクラブ等少年団及び部活動との連携につきましては、いろいろなことが考えられますけれども、例えば、部活動の外部指導者を派遣していただいたり、少年団の

指導者を養成していただいたりと、あるいは少年団と部活動を一体化し、各種スポーツを小学生から中学生まで一貫して総合型地域スポーツクラブで育成することも考えられます。

しかしながら、現時点では総合型地域スポーツクラブが発足して間もないことから、態勢が整っておらずに、具体的に少年団や運動部活動との連携を図ることができておりませんが、一つだけ他地区の成功例というんでしょうかね、私の高校時代の陸上競技の先輩が、現在、宮崎市の佐土原町に住んでおられますけれども、総合型地域スポーツクラブ、ここは法人化されておりますね。NPO法人「MIYAZAKIうずらaiクラブ」の中の、久峰陸上クラブで、陸上競技の指導をされております。

本人は長距離をされておまして、昭和50年代ですか、県駅伝や県青年駅伝等で児湯郡のエースとして活躍された方です。今、広瀬中学校には陸上競技部がないのですが、小学校に引き続き、中学校でその久峰陸上クラブでそこで活動をして、短距離走で優秀な成績を残して全国大会でも多数参加しているようであります。これも、校長が認めれば中学校の体育大会に出場できますので、それを活用して総合型地域スポーツクラブで活動している、成功例というんでしょうか、そういう事例もありますということであります。

以上でございます。

○議員(中村 昭人君) はい、ありがとうございます。町長、教育長がおっしゃるとおりの現状認識は私を含め、皆さんそう思われているというのはあるんだろうと思います。ここにいる皆さんも、子どもさんが少年団、部活動に入っているときは、やっぱり指導者として、保護者として運営に携わる中で、それぞれの子どもの活躍を願ってきたものだと思いますが、少年団の人口減少により、部の存続が危うくなっている。そして廃部になっているというのはおっしゃっていただいたとおりだと思います。

そこで、一つちょっと、外部指導員ということで今ありましたけれども、中学校の中で、やはり専門性がない先生が部を持つということの中で、外部指導員ということ、今の中では川南町はまだ導入がないという、事例がないという認識でよろしいでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 外部指導員という形ではございませんけれども、外部指導者という形で、現在、唐中が9人、国中が5人の計14名、これ県の中体連から認められていますので、この方たち全部14人ともベンチ入りができるというところまで取得されているのであります。だから14人ほど今、唐中、国中で外部指導者という形で入っておられます。

以上です。

○議員(中村 昭人君) 差し支えなければ、どういった部活動におられるか教えていただけるとありがたいです。

○教育長(木村 誠君) お答えします。

唐瀬原中がバスケットボール男女1名ずつですね、それから女子のソフトボール1名、それから女子のソフトテニスに1名、弓道に2名、卓球に1名、それから柔道、男女とも1名、

それから女子バレーボールに1名、国中が女子ソフトテニスに1名、バスケットボール男子1名、女子1名、それから空手、男女ですがこれに1名、それから軟式野球に1名の計14名ということでございます。

○議員(中村 昭人君) その外部指導者の立ち位置、先ほどベンチ入りをできるということがありましたけども、例えば今もう近隣に対戦相手がなかなかいないとなると、結構、県内を移動して部活の練習試合等を組んでいるかと思うんですが、そういったときのそういった外部指導員の責任、どこまで、例えば、引率だったりとかいうことがあるかと思いますが、どこまでの責任を負うということになっているんでしょうか。

○教育長(木村 誠君) この外部指導員となると引率もできるんですが、今、中体連が認めている外部指導者の場合は、顧問がついて行かないといけないという状況にあります。以上です。

○議員(中村 昭人君) もう一つ、指導に当たるということは、それだけの時間を割いているということなんですが、その指導員に対する謝金というものが発生しているのかどうかというものを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○教育長(木村 誠君) 学校としては謝金はないと思うんです。それぞれ部活動において幾らかの形ではあるのかなというふうに思っております。そこまでは把握しておりません。

○議員(中村 昭人君) なかなか先ほどありましたけども、学校の先生、今これは本当に部活動の中で問題として、これ全国的なものであるかと思いますが、学校の先生の長時間勤務、部活動の担当になると土日もなく、授業が終わったら部活動の指導に当たって、なかなか本来の学校教育、子どもに対しての教育という部分でなかなか難しくなっているというようなこともありまして、外部指導員ということが導入されているんだと思いますが。

先ほどその地域総合型の連携の中で、私が考えるのは、そういった連携総合型と部活動、少年団が連携を行うことのメリットとしては、やはり学校の先生の負担の軽減と、やはり指導に当たる人は自分の子どもとの時間とか、夫婦の時間を多少なり削って当たっている中では謝金と、それに対する対価を払うというのは、私はこれ当たり前に考えなくてはいけないんだろうというふうに思います。

総合型の地域スポーツクラブでは、指導員として認められるとやっぱりそこに謝金というものが発生しております。私はこの考え方をぜひ連携を図る中で、うまく取り入れられることができないかというのが、やはり一つ考えがあるわけです。

先ほどありましたように部活動・少年団員が減っているという中で、例えば唐瀬原中学校には男子のソフトテニス部がないだったりとか、陸上部がないというような状況もあって、国中だったらあるとなったときに、じゃ、ソフトテニスは一人居やなくてペアを組まないといけないわけですので、2人でやるというものもなかなかモチベーションが上がらなくなると、やっぱりそこで出てくるのはソフトテニスをやられている大人の方も結構いますの

で、やっぱりそこを総合型という形で取り入れると、少年期からやっぱり大人になるまで一貫したスポーツ環境が整うというようなことも出てくるわけでありまして。ちょっとスポーツクラブと私、先ほど言いましたけれども、なかなか認知度としては低いんじゃないかなというふうに思っております。

地域総合型スポーツクラブというのは、チームづくりのためのクラブではなく、豊かなスポーツライフ、創造のためのクラブ、ひいては地域のコミュニティの核としてのクラブという存続意義がそこにはありますので、県内に今31スポーツクラブがあるようです。近隣でも高鍋、川南、都農、木城町とありますが、都農町は「都農enjoyスポーツクラブ」というのが法人化して活動をしております。

川南町は、やはりちょっと先ほど100名の会員がいるということだったんですが、現状、やはりうまくいっているのかということ、正直うまくは行ってないというのが現状だろうと思います。それは、事務局の体制だったりというのもあるんですが、一つはやはり参加する会員数が少ないと、会員の負担なりの会費で運営をしていくのが基本になりますので、この会員が少ないということは、存続が難しくなるということは、これはもう必然であります。

となると、少年団も先ほどあったように活動も人口減少によって、競技人口の減少によって人が少なくなると、やはりそこをあわせてスポーツの母体として大きくするというのを、今これはそこに進むべきだと私は考えていますし、日本の体育協会なりも文科省なりも、そこをうたっているわけですので、ぜひこのことに関しては積極的に取り組んでいただきたい。

これを、じゃ、どうやって取り組む意見を聴取するのかということ、やはりここは行政の中でやっぱりもう一度スポーツクラブの設立の当初も、これは行政が音頭をとって始めたわけですので、もう一度枠組みをどうやって考えるかということ、やはり体育協会なり、スポーツクラブなり、少年団活動の関係者をやっぱり意見を聞く中で、そういう道っていうものを示していくというようなことがこれは必要になってくると思いますので、ぜひとも先ほどそういう考えはあるとおっしゃいましたけれども、行政のほうからそういう道を示した中で、推進計画をつくっていただきたいというふうに思っています。

もう一度お伺いしますが、そういった計画について思いをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（木村 誠君） 第6次の長期総合計画ですね、それから川南町の教育大綱、これ教育振興基本計画ですけれども、32年度で一応切りかえですね、ですから来年度ぐらいから検討を始めなきゃいけないと思うんですけども、その中で、またこの総合スポーツ推進計画につきましても、検討していく必要はあるというふうに考えております。以上です。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。それでは次の、屋外競技の関連施設の整備状況等についてなんですけど、先ほどありましたけど、学校グラウンドにはなかなか照明がないというのは、部活動は基本的に夜には行わないというのがスタンスということなんですけど、本当、この今の時期というのは5時過ぎると暗くなって、やっぱり野球とかになるとな

かなかボールが見えづらい。そして宮崎県というのは温暖な気候ということもあって、今の時期でも、ちょっと今日とか寒いですが、やはり11月いっぱい12月の頭までは野球もできるという中であります。

この間いろいろ夜のどういう状況で、少年団とやっているのかなと思って見ると、バックネット裏に2つ照明がついて、その照明の明かりでキャッチボールなりをやっているんですが、なかなか明るくできる範囲も限界がありまして、なかなか満足に練習ができないんじゃないかなというふうに思います。

そして、その照明施設は実際、学校にはないということだったんですが、ついているんですよね。これなんでついているかという、保護者の人がやっぱり自己負担でやっているというようなことだろうとか、やっているんですよね。電気使用料に関しては、聞くと町のほうでそこを分けて、電気使用料については払うというようなことをやっているということなんですが。

去年から学校再編という部分があって、じゃ、学校を一つ一つそういった施設を整備することということになると効率化といいますか、現実的な問題としてはなかなか難しいというのも、私は理解はできるかと思うんですが、実際に少年野球なり取り組んでいる子がいる中で、やっぱりそこは長期整備計画をちゃんとつくって、それぞれやっているもの、じゃ、ちょっと集中させようかとか、そういうものもやっぱり整備計画ありますけども、早く検討に入っていたきたいというふうに思っております。

あと、通山小学校の前のグラウンド、あそこのちょっと話を聞いたんですけど、自分達で照明をつけたと、じゃ、それ幾らかかったのかといたら結構10万円ぐらいかかっているらしいんですよね。そういうものがやっぱり親の負担でやっている。親の負担という中で、じゃ、その今の親がつけたもので、それは遺産として次の代とかも使っていけるわけなんですけども、やっぱりそこのお金をどうしているのか、ちょっとそこまではわかりませんが、ぜひそういったことに対しても目を向けていただきたいなというふうに思っております。

あと、先ほどありました2巡目国体で川南町が軟式野球とトライアスロンの競技が、トライアスロンはこれはもう新聞に出ていましたので、通浜を中心に競技をするということなんですが、トライアスロン競技についてなんですけども、トライアスロンを通浜でやるとなったときの整備等が必要になってくる部分というのは、どういったものがありますか。それといったものは今検討として、課題として出てきているんでしょうか。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

トライアスロンにつきましては、協会等の御意見では仮設のスタートをする、多少スィムですので、飛び込む足場みたいなのを設置するというような話や、自転車に乗りかえる際の自転車方向スタンドみたいなもの、ちょっと私も競技をやったことがないんで詳しくないですが、そういったものを仮設でつけるというふうなお話を聞いております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） トライアスロンとなるとそういった自然を活用するという事なので、そういった費用がかからない競技なんだなというのをそれを思うんですが、それにしても最低限のそういったインフラは必要になってくるかと思えます。

一方、野球というものがありませんけれども、現在、野球場は私の一般質問でも前あった部分、同僚議員からもあっていると思いますが、なかなか競技・野球場が老朽化といいますか、古くなっておる中で不都合な部分も出てきていると思いますが、ちょっと野球場に関して去年から今年にかけて、どういった部分を改修できたか、そして次、来年、再来年に向かって計画としてはどういったことを修繕するということがあるか、教えていただきたいと思えます。

○教育課長（大塚 祥一君） 野球場の整備につきましては、バックネット周りのスタンドといいますか、階段上のところが雨で削れて、また木の根っこなどでちょっとガタガタになっておりましたので、整備をさせていただいております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ありがとうございます。まあ、バックネット裏は本当にきれいになっているなというふうに思いますが、まだまだ改修が必要な箇所があるように思えます。

国体が軟式野球の会場としてということなんですけど、まだまだちょっと先なので、そこを見越しての整備計画も必要なんですけど、現状の整備計画、改修計画をやはり今年度中にでも策定できると私はいんじゃないかなと思っておりますし、そういう、じゃ、どこをどうするのかっていう意見もヒアリングをしていただきたいなというふうには思っております。

そうなんですけど、でも国体を開催するとなると、そういった今必要な改修ということがありますけども、例えば観客席だったりとか、両翼に関してもそうなんですけど、これをこう改修しなくちゃいけないというふうなことがわかっている範囲であれば、教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 昭彦君） 国体については、内定という形でいただいております。現状とした御承知のとおり8年後ということですので、今の現状を見て、8年目に向けてというのはかなり遅すぎる部分がたくさんありますので、そこら辺も含めて、今、議員が言われるように、トータルとしての計画を速やかに整備する必要があるかと思っております。

そういうことで、お願いします。

○議員（中村 昭人君） 野球場の整備ということは、そういう状況ということですね。

あと陸上競技、運動公園内の施設として陸上競技場なり、結構広い面積であるんですけど、見ている中でも、私も夜走ったりするんですけど、ちょっと気になることもあるというのが、テニスコートの裏側の昔は草スキーというんですか、あそこがもう使えないのは皆さん御存知だと思うんですけど、使えないどころか結構、コケかなんかなんですけど黒くなっていて、

見た目にも非常によろしくないんじゃないかなというふうに思っていますが、あそこをちょっとなんとかしてもらいたいというのは、多分、見た感じで皆さん思っている人が多いんじゃないかなと思いますけど、あそこどういうふうにされますか。

○町長(日高 昭彦君) あそこも含めて、一番はやっぱり安全面ということもありますので、先ほど言った野球場、陸上競技場を含めて早急にそういう検討は必要であります。

○議員(中村 昭人君) そうなんです。私ちょっと言い忘れましたがやっぱり安全面ということでいくと、あそこは容易に入れるようになっていきますので、やっぱり何かあるといけなないとは思いますが、早急な対応が必要になってくるんじゃないかなというふうには思います。

もう一つ、陸上競技場内の照明についてなんですけど、私も走るし、結構走っている人はいます。あと歩いている人もいるんですが、やっぱり照明がちょっと暗いんじゃないかなという声は聞きます。結構、走っていて、歩いていて周りの人もなかなか顔が確認できないくらいの照明の明かりなので、もうちょっと私は安全、それこそ駐車場にとめて、競技場内は近いですけど、やはりちょっと暗いんじゃないかなというふうなことがありますので、もうちょっとそこら辺も検討していただけるといいんじゃないかと、町民がいい環境でそういった健康維持に努められるんじゃないかなというふうに思っております。そういった競技場の照明の暗さについて、何か対応策なり、そういった話が出ているのかどうか、あれば教えていただきたいと思っております。

○町長(日高 昭彦君) そうですね。まあ、暗いということに関して、明るさということに関して具体的な数値なりというのは、残念ながら私は把握をしておりますが、そういう意見があるのであれば、先ほど言ったのと同じようにトータルとして、あの区画を中心拠点として再整備の計画をしておりますので、その中でしっかり検討をする必要があるかと思っております。

○議員(中村 昭人君) 今回の質問で、いろいろ私の考えなりを述べましたけども、これはあくまでもいろんな少年団に関わる人達から聞いた話をもとに、私の考えをまとめて述べたものなんですけど、やはりこれは町全体の意見というものもあるかと思っておりますので、しっかりとそういった意見を踏まえて、アンケート調査なり、そういったものも踏まえて長期的な整備計画、そして推進計画をつくっていただきたいというふうに思っております。

私も行政視察のほうで半田市に行きましたけども、半田市は総合型が先進的に発展している、全国で最初に設立をしたんじゃないかなと思いますけども、やはり、そこでもしっかりと半田市のスポーツ推進計画というものをつくって、その中でしっかり総合型の地域スポーツクラブとの連携等も明記されてうたっております。これは何も半田市だけではなく、ほかの市町の自治体においてもつくって推進計画にのってスポーツ振興を図っておりますので、本町においても、本町独自のしっかりと推進計画をつくっていただきたいとい

うふうに思います。

なかなかスポーツというと、楽しむため、余暇のためというふうな捉え方があるかなと思いますけども、子どもにおいてはやはりスポーツで、将来的にはプロサッカー選手になりたいとか、プロ野球選手になりたいという子どもの夢があるかと思います。その夢を実現させるための、町がそのための環境というものを最低限整えていくというのも、これ責務ではないかなというふうに思っております。

人口が少なくなるから、もうこれはしょうがないと言い出したら、全てがしょうがなくなってしまうので、やはり今回の質問の中ではスポーツということですので、スポーツを通して子どもが生き生きと育める川南町というものを、私は望んでおります。そして、大人にとっても、我々にとってもスポーツに親しめる、そして健康維持、豊かな人生を過ごせていける川南町であってほしいというふうに思っております。

そういったことを踏まえて、今日の一般質問でありました。以上で一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長(川上 昇君) 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) おはようございます。発言通告に基づいて質問をしてみたいです。六点について行います。

第一点は、福祉行政、重度障がい者(児)及びひとり親家庭等医療費助成の現物給付についてです。

重度障がい者(児)の医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成につきましては、県の重度障がい者(児)医療費公費負担事業費補助金交付要綱及び宮崎県・ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱において、入院の場合は現物給付方式による医療費助成金、入院外の場合は償還払い方式による医療費助成金が補助対象経費とされています。

給付者が入院外の医療費助成金を受ける場合には、医療機関で一時的に医療費の一部負担金を支払わなければならないことによる経済的負担が生じています。また、受診した月及び医療機関ごとに申請書を記入し、毎回、川南町の窓口や医療機関に提出しなければならないということも障がい者やその家族、ひとり親家庭の方々にとりましては大きな負担となっています。

さらに川南町におきましても、申請に係る毎月の確認作業等に相当な時間と費用、労力を要しており業務負担が増大しているのではないのでしょうか。他県におきましては、30の都道府県が現物給付方式による入院外の医療費助成金を補助対象経費としております。また、12月4日に閉会した定例県議会の本会議は、立て替え払いが必要な県の重度障がい者医療費公費負担制度の改善を求める請願を、全会一致で採択しました。県は重く受け止め、実務を担当する市町村と実現に向けて合意形成を進めたいとしています。

入院外の現物給付の課題は障がい者とその家族の皆さん、さらに、ひとり親家庭、障がい

者福祉施設の関係者などの実情から一刻の猶予も許されないものとなっており、この問題に答える課題に応えることは地方自治体の基本にかかわる問題であると考えます。町長の答弁を求めます。

二点目、障がい者雇用について伺います。

安倍政権は1億総活躍社会を掲げ、これを具体化するために第1の矢、希望を生み出す強い経済の項目に、障がい者等の就労促進を。また、第3の矢に、安心につながる社会保障、生涯現役社会に障害福祉サービス事業所等の基盤整備を盛り込みました。

総活躍の場である本町役場での雇用はどうなっていますか。中央省庁で障がい者雇用率の水増し問題がありました。障害者雇用促進法は法定雇用率を定めていますが、本町では民間の職場の規範となっていますか、伺います。

三点目、風疹の抗体検査の補助については、患者が急増していることから、今の国会で前倒しで実施の方向ですので省きますが、川南町内の風疹発生は何名ですか。最近の風疹患者は小児から成人へと変化しています。川南町に生まれてくる赤ちゃんが健康で生まれてくるように、また妊婦さんが穏やかに出産を迎えられるように求めておきます。

四点目、新茶屋ため池付近、町道へのガードレールの設置についてです。

ため池土手の部分の工事が終わり、この部分へのガードレールはしっかりつけていただき安全確保ができました。ため池全体を見ていただきたい。

先日の台風で、ため池に自然に生えている木が折れたり、倒れたりしています。安全対策・管理はため池組合では高齢化でとてもできません。中学校から下りてきた北側町道はミラーが設置してあります。ここにもガードレールを設置して、町民の地域住民の安心・安全を図ってほしいのです。

五点目、災害対策についてです。

台風被害について国や県などからも、農水産業被害への支援対策臨時議会や補正予算でも計上されていますが、台風後の町内点検はどのように行ったのか。農水産業者に対して自主申告のみの災害被害把握なのか。電柱が傾いたり、カーブミラーが折れて倒れていてもそのままだが、いつごろまでに直すことになるのか。見通し、計画を示してもらいたい。伺います。

六点目、沿岸・中小漁業政策についてです。地元漁協・漁民の漁業権を優先する漁業法を全面的に改定し、大企業の参入を拡大する漁業法改悪案が11月29日の衆議院本会議で自民党・公明党・維新の会などの賛成多数で可決されました。参議院に送られ、先日7日に70年ぶり改定となる漁業法改悪案を一方的に採決を強行しました。法案の最大の問題点は、地元漁業者に優先的に漁業権を与え、漁協が主体となって沿岸漁業の環境を守ってきた仕組みを廃止し、知事の裁量で企業に漁業権を与えようとしていることです。これまで漁協のもとで協議して行ってきた環境保全や漁場監視など、海面利用の仕組みが崩れます。町長はこの水

産改革についてどのように認識しているのか伺います。

あとは自席から伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、障がい者及びひとり親家庭への医療費助成の現物給付についてということでございます。議員が言われるとおり、現物給付になった場合、当然、患者さんである方、それから我々行政としても非常に負担が、町としても負担が軽くなる。申請される患者さんも負担が軽くなるということで、県も今回の県議会で可決をしていただいて、一緒になって取り組もうとしているところでございます。前に行くことがいいということであるわけですから、当然、我々も一緒になってやっていきたいと思っております。具体的には、議員も言われましたけど、単独で我々もできない部分がありますので、いろんな関係機関とできるだけ早くこれが現実になるように取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、障がい者雇用についてでございます。ずっと国のほうで水増しの件が報道されておりました。非常に残念なことであると考えております。私どももできることはしっかりと模範になるようにやっていきたいと考えております。国が示す数字においては2.6%ということになっております。本町においては3.25%ということで、基準だけを比べますと、そこはしっかりクリアをさせていただきたいと思っておりますし、今後とも、その点に関しては、皆さんが暮らしやすい社会をつくるのは我々の責務でありますので、いろんなことを一緒に議論させていただきたいと思っております。

次に、風疹に関しての件数を問われたようでございましたので、県内では発生件数3件、町内ではゼロということであります。

四点目の新茶屋のため池の件でございますが、今回の台風等もありましたが、以前から議員がいろいろなことで我々のほうに質問もいただいております。ため池に関しては、16名の共同所有者である新茶屋ため池水利組合というのがあります。本当にいろんな問題を抱えているかと思いますが、担当課も密に連絡をとりながらいろんなことに取り組ませていただいております。細かいことについてはまたその都度お答えをさせていただきたいと思っております。

それから、次の台風についてでございますが、今回の台風は本当にまず停電がひどかったというのと、台風は我々も過去に経験はしているんですが、ここ本当に10年以上は私どももこれだけ大きい災害に出会っておりませんでしたので、復旧が非常に遅れました。九電、NTT、総力を挙げて応援を呼んでやっていただいたんですが、かなり遅れているようでございました。また、カーブミラー等の設置についても、町内業者、本当にいろんなところから修理というか、対応を言われているようですので、可能な限りは今対応されているようでございます。もうしばらく全部ということに関しては時間をいただきたいと思います。また、具体的にはまた議員の質問にその都度答えさせていただきたいと思っております。

最後に、水産改革ということでございます。70年ぶりの改革ということで、現時点においては詳細、いろんなことを我々も把握しておりませんので、詳しい答弁はなかなかできないようでございますが、いずれにしても、我が町には通浜がありますので、漁業者のこれから、それから所得の安定でありますとか、漁業従事者の生活のことをまず考えて、町としては役場と漁業者の皆さんと定期的な会合を持って、いろんな部会、マグロ部門であるとか、一本釣りであるとか、そういう対策の研究会を立ち上げて今は取り組んでいるところでございます。水産資源の確保についても、稚魚の放流を行うなどのことで、その都度しっかりと漁業者と向き合いながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 一点目から伺います。

第一点は、福祉行政、重度障がい者及びひとり親家庭等医療費助成の現物給付についてです。重度障害者医療費公費負担事業は、各市町村が行う助成事業に県が負担するものです。昭和50年に開始され、平成18年には償還払いであったものを入院費については現物給付に発展、この公費負担事業は、重度障がい者である方々の健康と医療を守る制度の一つとして、障がい者とその家族にとって欠くことのできない制度です。この制度が創設されて43年が経過し、そして、入院費の公費負担も現物給付になって13年目となります。入院以外の現物給付について、町としての財源をはじめ、さまざまな課題を整理して前向きに検討していくことはできないのか。県に対して通院分を現物給付にすることに本町として要請しているのか。また、国に対して国の制度とすることを求めたことがあるのか。現物給付化に向けた検討状況を伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国に対しては要請したことはございませんが、本町も現物給付制度を推進したいというふうに考えておきまして、県に対しましては要請をしてきたところでございます。

実現するためには、医療機関であったり、それから国保連合会や社会保険診療報酬支払基金などとの連携が必要でございます。なかなか町単独では実施できないというものでございます。

今回、県議会におきまして、重度障害者医療費の公費負担制度の改善を求める請願を採択されましたので、県全体で早急に取り組めるように我々としましても働きかけたいと思っておりますし、市町村に必要なことにつきましては積極的に協力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 私も、今回の質問をするに当たりまして、重度の障がい者の皆さんや障がい児を持つお母さん方と会って話す機会がありました。初めて聞くこともあり、認識を新たにすることも多くありました。私が受けた印象は、とても皆さん明るく、一生懸命

の姿です。私のほうが逆に励まされました。償還払いが障がい者に大きな負担となっていることはおわかりいただけますか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたけど、そういう償還払いが障がい者の方達にとって、本当に役場に来る、それだけが大変、いろんなこともありますので、本当に負担をかけているなというのは感じております。

○議員（内藤 逸子君） 収入は年金だけですから、特別に検査をしますと言われたらどきどきだそうです。お金が足りなくなったらどうしようと心配しながら受診しています。自動償還でもできませんか。役場窓口で申請書と領収書を持っていくか、郵送しなければなりません。重度障がい者でありますから、申請書を記載することができない方もいると思います。申請書を提出すること自体、私たち健常者には思いもつかない負担がかかっております。いかがですか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいま御指摘のように、毎月支払い、申請をしなければならないということは大変大きな負担になっているものと思っているところでございます。特に、負担額が少なくても1,000円を余り超えない場合などにつきましては、申請を諦める方もいらっしゃるのではないかなというふうに考えているところでもございます。私たちも、先ほども申しましたが、早急の実施できるように県のほうに働きかけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 医療機関の窓口で申請書記載の代筆はできませんというところがあるそうです。これは医療機関の悪意ではなくて、申請のミスが発生し、その責任を医療機関がとらなければならないということが起こって、そういうことを防ぐためにこのようなことになっているというお話も聞きました。事業主体の町は、返還のための事務確認作業に大きな時間と費用、労力を要しております。こうして償還払いは障がい者とその家族、医療機関、そして町にとっても大きな負担になっているのではないのでしょうか。現物給付に転換するならば、これらの問題は一気に解決することになります。現物給付への転換の必要性と合理性はあると思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） 今、議員がおっしゃられますように、非常に申請をされる方も大変でございます。町のほうも非常に大変な事務量になっていることも事実でございます。現在は、毎月20日までに受付けを行っておりまして、確認作業などを経まして、翌月の最終の金曜日に振り込ませていただくということになっております。平成29年度の実績で申しますと、延べ件数で2,410件、金額で1623万9000円を給付しているところでございます。こちらの現物給付の方法を転換いたしますと、障がい者とその家族、医療機関、それから町の大きな負担軽減につながるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(内藤 逸子君) 償還払い、障がい者にとっては一時立て替え払いを行えば、一時的であっても経済的負担となり、これが受診抑制につながっていることは間違いないと思います。宮崎県の要綱においても重度障がい者の保険と福祉の増進に努めるためと述べております。通院の現物給付によって受診抑制が少しでもなくなり、障がい者の皆さんの人としての尊厳が保たれることは、この制度の本懐とするところではないかと思えます。私はそう思いますが、町長はどう思いますか。伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問でございますが、私のほうも当然同じような考えでございます。やっぱり人として全ての方において豊かな社会になることを、我々は務めとして頑張っていきたいと思えます。

○議員(内藤 逸子君) 宮崎県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱において、入院の場合は現物給付方式による医療費助成金、入院以外の場合は償還払い方式による医療費助成金が補助対象経費とされています。受給者が入院外の医療費助成金を受ける場合には、医療機関で一時的に医療費の一部負担金を支払わなければならないことによる経済的負担が生じています。

また、受診した月及び医療機関ごとに申請書を記入し、毎回、費用、労力、川南町の窓口や医療機関に提出しなければならないということも、ひとり親家庭の方々にとりましては大きな負担となっています。現在の状況、現物給付化に向けた取り組み状況を伺います。ひとり親家庭医療費助成の現物給付化については、とりわけ子育て支援の側面も強く、実施は待ったなしだと思えます。

さらに、川南町におきましても、申請に係る毎月の確認作業等に相当な時間と費用、労力、業務負担が増えていませんか。この課題に応えることは、地方自治体の基本にかかわる問題だと考えます。病気の子どもを抱えたひとり親の気持ちを考えてください。町長として、県への働きかけも、ぜひしていただきたいです。同時に町長としての決断もしていただきたい。町長の決意を伺います。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどから答弁させていただいております担当課長も申したとおり、これは障がい者にとって大切なことでございますし、我々町にとっても、本当に負担軽

減ということでございますので、県議会の決定も持ちましたし、当然、積極的にこれから働きかけをさせていただきたいと思っております。

○議員(内藤 逸子君) 二点目に移ります。障がい者雇用について伺います。

中央省庁が、雇用する障がい者の人数を長きにわたり水増しし、障害者雇用率を偽って公表していました。退職者や亡くなった方までカウントして、国や地方の多くの行政機関が、障害者雇用促進法が義務づけた雇用率を達成したように装いました。障害者雇用促進法は、法定雇用率を定めています。公共機関は民間の雇用の規範とならなければなりません。今の川南町の現状は、先ほど3.何%と言われましたけど、それでも少ないとは思いませんか。またさらに雇用していただきたいのです。町長の決意をお聞きいたします。

○町長(日高 昭彦君) 障がい者にとっても、働く環境をつくるというのは大事なことでありと考えております。可能な限りそういうことには、今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 障害者雇用促進法が川南町で活かされることを、見守ってまいりたいと思っております。

次に、四点目、新茶屋ため池付近、町道へのガードレール設置についてです。

ため池、土手の部分の工事が終わり、この部分へのガードレールはしっかりつけていただき、安全確保ができました。ため池全体を見ていただきたい。中学校から下りてきた北側はミラーが設置してあります。ここにもガードレールを設置して、町民、地域住民の安心安全を守ってほしいのですが、いかがですか。伺います。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられた場所につきましては、ガードレールの設置要望は建設課のほうでは把握しておりませんが、現地確認等いたしまして、また新茶屋ため池水利組合の方と協議を行いながら、必要であれば設置を検討したいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) ぜひ、お願いしたいと思っております。車が池に落ちた例もありますので、よろしく願いしておきます。

次に移ります。

五点目、災害対策についてです。台風被害について、臨時議会や補正予算でも計上されていますが、台風後の町内点検はどのように行ったのか。電柱が傾いたり、カーブミラーが折れて倒れていてもそのままだが、いつごろまでに直すことになるのか、見直しについて伺います。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

建設課では、以前より町内を4分割し、川南土木業協会4社に、台風通過後それぞれの担当地区を決めておりまして、その地区の調査及び復旧作業を行っていただいているところで

ございます。

今回の台風につきましては、倒木等多かったため、そのほか町内Bランク以上の6社にも協力を要請し、計10社で対応したところでございます。また、職員につきましても4班体制で町内の点検を行ったところでございます。町内点検終了後におきましては、暫定的にでも通過可能となるように、職員で対応できるものは職員で対応し、倒木等大きなものにつきましては業者に発注し、早目の復旧に努めたところでございます。

電柱につきましては、詳細な本数を把握しておりませんが、設置者である九州電力、NTTに早急の復旧をお願いしております。西都児湯管内でも電柱の傾きや、電線、電話線への倒木等多数の被害が出ていることから、対応が遅れているようでございます。カーブミラーの破損につきましては、報告等により11カ所を確認しており、うち4カ所につきましては、補修を行ったところでございます。残り7カ所につきましては、まだ手が回らない状況でございます。

今回の台風で、ミラーの向きが変わり調整を要するものも多数あります。町内建設業者もほかに現場があり忙しく、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 今回の台風災害後の町内の現状は、「業者に任せ、町の職員も4班にわけてした。」と言われましたが、町長自身はどの程度回ったのでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 被害直後においては対策本部におりましたので、ずっと私は役場で報告を受けておりました。

その後については、時間をかけて町内くまなくというか全域は見させていただいております。

○議員(内藤 逸子君) 町民の方は、やっぱり町長なりの動きを見ております。電線なんか垂れ下がって、唐中の付近なんか危ないんですけど、手に届くまでとは言っていないけど、また風なんか吹いて倒れてもいけないので。電線というのは九電の仕事だとは思いますが、学校付近は特に早めてもらいたいと思います。お願いします。

次に移ります。

六点目、沿岸・中小漁業政策についてです。

地元の漁協、漁民の漁業権を優先する漁業法を全面的に改定し、大企業の参入を拡大する漁業法改悪案が、12月8日の未明、参議院で自民、公明、維新の会の賛成多数で、漁業法改悪案の採決が強行されました。法案の最大の問題点は、地元の漁業者に優先的に漁業権を与え、漁協が主体となって沿岸漁場の環境を守ってきた仕組みを廃止し、知事の裁量で企業に漁業権を与えようとしていることです。これまで漁協のもとで協議して行ってきた環境保全や漁場監視など、海面利用の仕組みが壊れます。町長は国の水産改革の方針について、どのように地元の漁協、漁民に説明するのか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 国全体の動きとしては、やっぱり今言われているのは、水産資源の確保、日本だけで済む問題ではございませんので、各国、海外との協議しながら、そういうことの中で日本の割り当てという形を進んでおりますし、沿岸においてはそういう漁場とか藻というんですか、そういうことの回復、資源の回復も努めているところであります。

特に、通浜については川南町の町民でもございますし、漁協の常に接するところとして、いろんな問題は取り組みをさせていただいております。一番はやはり、漁業者の生活を安定すること、それから、そのために資源を継続できる、持続可能なそういう社会をつくり上げることであると感じております。

○議員（内藤 逸子君） 現場を置き去りにしているとは思いませんか。政府が主催した説明会に参加した沿岸地区の漁協は、77組合だけです。955ある漁協のわずか1割にも達していません。まさに現場置き去りです。川南町漁協は説明会に参加できたのでしょうか。いかがですか。

○産業推進課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この説明会のほうの参加の状況であります。漁協のほうに確認をとっておりませんので、参加しているかどうかは把握しておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 浜に対立と混乱を持ち込みます。漁業法の目的から「漁業者及び漁業従事者を主体」という言葉も「漁業の民主化」という文言も削除し、漁業権の優先順位も漁業調整委員会の公選性も廃止すれば、漁業による利益を地域に広く行き渡らせる漁業法の骨格が骨抜きになります。

漁業権の優先順位を廃止することも重大です。漁業権の優先順位を廃止した上で、「漁場を適切かつ有効に活用している」という新しい基準がつけられました。一度、企業が漁業権を手に入れば、「適切」「有効」という基準に合えば、資本力を生かし経営展開を広げることができます。そうなれば、長期的に漁業権を独占することができるのではありませんか。企業が良好な漁場を求めて参入すれば、沿岸漁業者が追い出される可能性があります。そういう心配はありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員の言われるように、法のもとにおいていろんな範囲内でされるとは前提をいたしますが、我々にとっては、やっぱり地元住民を守ることが最大の責務でありますので、そうならないように、しっかりとわかりやすくそれは説明を求めますし、これからも行動はしていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 財界から、漁業権は既得権益になっているとして法制度などを整理するよう圧力がある中で、「適切」「有効」を基準にすれば、規制緩和される心配もあります。大丈夫でしょうか。

○町長（日高 昭彦君） そのことに、今この場で明確に答弁することは当然できませんが、

我々は、住民の立場に立って全てに向かっていくつもりであります。

○議員(内藤 逸子君) 漁業調整委員会の公選性を廃止することは、漁業者の被選挙権を奪う暴挙です。選挙になれば、候補者が水産政策を掲げ、論議が広がります。公選制こそ透明性が図れる制度ではありませんか。このことはどう思われますか。

○産業推進課長(山本 博君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の水産改革につきましては、今、やはり政府のほうで協議をされていることであります。詳細について、今、私達は情報を待っているような状況でありますので、内藤議員が今質問されているようなことにつきましては、明確に答えることはできないかと思っております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 強制的な仕組みが導入されているのです。漁場計画に農林水産大臣の「助言」とか「指示」を新たに明文化しました。政府が漁場の成長産業化を掲げ、企業による養殖産業の新規参入を掲げているもとの、漁場が企業本位に変質されることになりました。

大型船のトン数規制を撤廃するからです。乱獲を防ぐためにとられてきた漁船のトン数規制をなくし、大型化を進めれば、沿岸漁業の資源が減少する懸念は払拭されません。

資源管理のために導入する漁獲割り当て制度(IQ)に、沿岸漁業者の同意を得ることが明記されていないからです。今年、沿岸漁業者の意見も聞かずに導入した太平洋クロマグロへの漁獲規制の反省がありません。

規制緩和の流れに歯止めをかけ、浜と漁業者が主役になれる政策転換を国、県に求めている。このことは国、県のことだからと言われますが、やっぱり常日ごろから、通浜漁協を大事にしているという姿を皆様に見せていただきたいと思っております、町長としても。お願いします。それで終わります。

○議長(川上 昇君) 次に、三原明美君に発言を許します。

○議員(三原 明美君) 通告書に基づいて質問いたします。

国指定天然記念物、川南湿原について質問いたします。

川南湿原の歴史は、約3万年以上前から始まったと考えられます。その長い時間の中で、気温の変化や環境の変化などに影響を受けながら、湿原は姿を変えていきました。

戦時中、川南湿原の源、新橋ため池は、軍隊の馬の洗い場や水飲み場として使われ、また、川南湿原の近くにある空挺落下傘部隊の給水塔の水源にもなっていました。

そして、生活用水としての川南湿原が注目されるきっかけになったのは、戦後、湿原近くの病院で病氣療養中だった男性の存在です。その男性が川南湿原で植物を採取していたとき、あまりにも植物の種類が多いことに気づき宮崎大学へ調査を依頼すると、川南湿原は珍しい植物の集まりの場所だとわかったのです。

昭和41年、県指定天然記念物、昭和49年、国指定天然記念物に認定。しかし、平成元年頃から湿原の環境が徐々に悪化し、平成7年から平成22年にかけて植物・希少植物の保護を目的に調査や整備が行われ、平成22年に一般公開されています。

植物の種類は78科298分類、湿生植物約110種類のうち約50種類が希少植物です。幸いにもボランティアの方々や教育課の方々が保護活動を行われているので、現在も静かな現状を保っていますが、しかし、管理をされている方に話を聞くと、やはり生活様式の多様化に伴う湿原の環境変化で、植物にも変化が出てきているそうです。

議会でも、川南湿原の条例の制定の中で、「第4条、議会は湿原保護に関する調査等行い、町への助言及び提言を行わなければならない」とあり、議会の責務があります。

そこで質問ですが、川南湿原の現状をどのように把握されていますか。

あとは質問席で行います。

○教育長(木村 誠君) 川南湿原の管理保全についてということでもありますけれども、川南湿原植物群落は、平成7年度から平成29年度までに測量・設計等の実施、それから観察道、管理棟、監視カメラ等の設置、それから駐車場、フェンスの整備、ため池の浚渫などを国の補助事業を活用しながら、これまでに3億2000万円をかけて行ってきております。

また、定期的に大学教授や野生動植物の専門家で構成しております川南湿原保護委員会を開催し、適正な管理に努めるとともに、川南湿原を守る会と監視・保全等の委託契約を締結し、管理・保全を行ってきております。

このような取組みにより、平成28年には、絶滅したとされていたヒュウガホシクサが50年ぶりに自生を確認されております。また、今年開催した全国草原サミットも、全国から来られた方々から「管理保全のしっかりした湿原である。」との評価をいただいております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) 植物の、湿原にとっては最も大事な水の現状についてお尋ねをしたいと思います。湧き水の量は以前に比べて変化がありますか。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

水量のデータというものが把握しておりませんが、湧き水が流れている現状は、確認をしているという状態でございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 管理されている方に聞いたら、「何か、量が少なくなっているんじゃないだろうか。」という話を聞いたんですが、それと同時に、藻が随分発生していると思うんですが、その現状は御存じですか。

○教育課長(大塚 祥一君) 藻の発生につきましては、昨年だったか、私ども職員も行きまして、藻の影響で、貴重な植物の繁殖が阻害されるという恐れがあるということから、撤去作業等を行っておりますので、把握しております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 植物で、エダウチシロホシクサという植物がありますが、これは御存じですか。

○教育長(木村 誠君) 聞いております。松浦さんから聞いておりますし、説明も受けております。

以上です。

○議員(三原 明美君) どのように聞いておられますか。

○教育課長(大塚 祥一君) 川南湿原の固有種ではないかということと、一番湧き水側というか西側の、ため池の奥の最深部のところで繁殖しておりまして、ほかのところでは同じ湿原内でもないということで、例えば温度であったり、水の流量であったり、また、土質等がそこでしか繁殖できない植物ではないかということで聞いております。

以上です。

○議員(三原 明美君) この植物は、常緑性で春先から開花する特異なホシクサで、茎が長く枝を打つので、株が広がっていくそうです。この川南湿原の中では、これは王様とっていいほど一番希少な植物とされています。

今、しかしこの植物が、全滅の危機にきていると聞いたのですが、このことは把握されていますか。

○教育長(木村 誠君) 伺っております。といいますのは、管理棟の下に田んぼがあるのは御存じですよね。ここ、普通水稻なんです。ということは、池を堰き止めているというか、要するに流れ出るところを、板を仕切っていますが、結局、用水路に水を流し込むために、夏の間ずっと水位が高い状況にあります。それが上流のほうまで行って、要するに水位が上がって、その草が水没をするような状況に今なっているというように聞いております。

○議員(三原 明美君) それは、じゃあ、水が多過ぎたり少なすぎたりして、全滅の危機にあるということでしょうか。

○教育長(木村 誠君) 事務局長からは、そういうふうに水位が上がって水没していく状況が続いているという話を伺っております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 管理されている方に聞いたら、「水質が悪くなっているんじゃないだろうか。」という話を聞いたんですが、水質の検査は毎年行われていますか。

○教育課長(大塚 祥一君) 水質の検査については、行っておりません。

以上です。

○議員(三原 明美君) 水質は、では、その植物にとって関係ないのでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) 一般的に、湿原の希少植物は貧栄養状態を好むとされておりますので、例えば窒素成分等が多過ぎると、本来ではないということになるかと思えます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 管理の方が何回も何回も水質検査をしてほしいと言われたらしいんですが、なかなかしてくれない。私が保健所とか、宮崎県庁とか、宮崎県環境科学協会とかに聞いたんですが、民間で水質検査をするのは、二、三万円で終わるそうです。ぜひともしていただいて、このホシクサを守っていただきたいと思うんですが。

それともう一つ、ため池の下の段にある湿原地帯が、地下水位低下をしていると聞いたのですが、このことは把握されていますか。

○教育長(木村 誠君) 伺っております。

○議員(三原 明美君) 伺っていらっしゃるということ、何か対策はとられていますか。

○教育課長(大塚 祥一君) 地下水位の対策ということですが、自然のものでございますので、具体的に何ができるかということではございます。ただ、ため池から出る水を広範囲に流れるような工夫は、ちょっと簡易的なものでございますが、管を通すなどで行っているところではございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) このまま放置すると、乾燥化による植生が退化する心配があるのではないのでしょうか。自然を守るということは、なかなか難しいことかもしれません。人間が、自然にあまりにも手を入れてもいいのかわかりませんが、大学の先生方はとても興味を持って調査されています。

手を差し伸べてやれることがあるのなら、できる限りのことはして、後世へつないでいくべきではないのでしょうか。もしかしたら、その湿原にある植物が、私たちの子どもや孫たちの命を救う医療のほうに役に立つ植物もあるかもしれないのです。原因は何か調査をされ、早く手を打つことが大事じゃないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 次の世代に、今の自然、そういうものを残すことは非常に大事なことであります。そのとおりだと思います。

○議員(三原 明美君) 次に、管理の現状と保全についてお尋ねいたします。

施設の管理は、どのようにされているのでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) 湿原の管理につきましては、監視等の業務委託のほうを、湿原を守る会と契約を行っております。また、トイレ、事務所等の掃除業務等をシルバー人材センター等行っております。

また、年に一度、草出し作業や——これは冬です。また、夏には除草作業等も、教育委員会を挙げて行っている状態でございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 皆さんが、ボランティアとかいろいろ手伝って、管理をされていると思うんですが、川南湿原を守る会、今言われましたけど、このような方は何をされてい

るんですか。その管理をされているんですか、この方々も。

○教育長(木村 誠君) 主に、草が伸びますので除草作業、草刈りです。6名なんですが少なくて、もうかなり高齢化しているんですけども。草刈りをして、それを外に運び出すということで。

先ほど課長が申しましたように、1月には全面草刈りをされるんですけども、それを教育課の職員、それからボランティアを何年前からか募集をして、28年か、その方たちも一緒になって、外に運び出す。しかし、全部運び出すと、少し野焼きしないといけませんので、その分については、きれいにという状況じゃなくてある程度残した状況で、野焼きについては、宮大の学生等がずっと来ておりましたし、最近では、公立大の学生も来てくれるようになっております。

それから、6月は、26年度から始まったんですけども除草作業ということで、最初は、セイタカアワダチソウあたりがかなり生えていましたので。それとか湿地の中の、これは雑草と言っていいんでしょうか、要するに有益でない草もかなり根が張っておりまして重労働でしたけれども、私も行きますが。そういう除草作業も6月にはやっております。それももちろん、守る会の方たちも一緒にやっておるところです。

以上です。

○議員(三原 明美君) 今、草刈り、本当に大変だと思うんですが、この草刈りなどの、この守る会の方々が、聞いた話によると、「自前の草刈り機を持ってきて草を刈る」と言われたんですが、役場には草刈り機はないのですか。

○教育課長(大塚 祥一君) 数台はあると思いますが、それでも足りないということで、御自分のを利用されているのではないかと思います。

以上です。

○議員(三原 明美君) なかなかその草刈り機も、刈っている間に刃が悪くなったり、機械が故障したりとかいろいろあるらしいんです。草刈り機は、役場のほうで何台か用意されたらどうですか。1台が1万4800円から2万800円ぐらいだそうです。ぜひとも用意していただきたいと思います。

私は今、川南町観光協会の副会長もしておりますが、この川南湿原は、川南町観光の目玉とも言っているほど価値のある観光地です。今、この湿原の説明ができる方がいらっしゃいますが、後継者の育成はどのようにお考えですか。

○教育課長(大塚 祥一君) 湿原の、継続して保全や説明等を行っていく必要があると思っておりますが、今後とも、引き続き湿原を守る会の皆さんと協力していくという考えでおります。

また、湿原のすばらしさを知ってもらうための広報活動や、湿原に興味・関心のある方を湿原を守る会に勧誘するなど、地道な活動が必要だろうと考えております。

また、先ほども言いましたが、冬に草刈り・草出し・野焼き作業を、私ども職員と守る会の皆さん、またボランティアを募ってここ数年行っておりますが、そういった活動を通して、湿原の価値を理解していただくという機会になっているのではないかと考えております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 私が聞きたいのは、あその湿原の説明のできる方、その育成はどうするのかということなのですが。

○教育課長(大塚 祥一君) 湿原を守る会に入っていて、知識をつけていただいて、説明をしていただく方を育成していくというのが先ほどの答弁の意味でございます。

また、社会教育講座のほうで川南湿原の講座を昨年度開いております。そういった講座を開いて、興味・関心のある方を増やしていくという活動も行っております。

以上です。

○議員(三原 明美君) よくわかりました。

湿原は、町民一人一人の郷土愛、自然を愛する心を育てる貴重な財産です。私が今日質問いたしました、この質問をしたことをよく考えていただいて、すぐ実行していただきたいと思うのですが、町長、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) できることは速やかにやるべきだと思います。

○議員(三原 明美君) 楽しみにしております。

次の質問に行きます。

川南町住宅リフォーム助成事業について質問いたします。

この事業の趣旨として、「町民の生活環境の向上を図るとともに、町内経済循環を促すために、町内施工業者により住宅等のリフォームを行う町民に対し、商品券にて助成を行います」とあります。川南町の事業主にとって、とてもありがたい事業をしていただいたと思います。

そこで質問ですが、この事業を使われた件数と総額は幾らですか。また、工事の内容はどのようなものがありましたか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

今年行いました住宅リフォーム事業のことでありますが、件数が100件の助成額が1573万1000円でございます。主に家の壁の塗装とか、外構工事とかそういったものを行っております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 助成対象者ですが、条件が4つありました。

1、町内に居住し、住民登録または外国人登録を行っていること。2、対象工事について他の制度による助成を受けていないこと。3、助成を受けようとする者及びその者と同一世帯に属する者の全てが町税を滞納していないこと。4、助成対象のリフォームを助成決定後

に着手し、当該年度内に完了することができること。

以上で、この要件を満たすものとなっていますが、間違いないですか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

間違いありません。

以上です。

○議員(三原 明美君) それでは、お尋ねいたします。

この4つの条件を全て満たし、町内に居住していて、その家が雨漏りするので、もう一軒の持ち家をリフォームして住みたいとなったときは、この助成金は出ますか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

この場合は、この要件には該当しないということで、補助対象外になるかと思えます。

以上です。

○議員(三原 明美君) では、同じ敷地内、同じ住所で母屋と離れがあり、母屋が雨漏りするので離れをリフォームして住む場合、もちろん居住の用に供しているわけではありません。この場合はいかがですか、この助成金の対象になりますか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

現在住んでいるところということが基本的にありますので、この場合も事業の対象とはなりません。

以上です。

○議員(三原 明美君) それでは、住所設定をしていないが、居住の用に供している家のリフォームはいかがですか。(「住所設定していないとはどういうことか。」という者あり)

○産業推進課長(山本 博君) 要綱で、住所を設定しており居住しているということになりますので、住所設定をしていない場合には対象にはならないと考えております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 川南町住宅リフォーム助成事業実施要綱の第2条(2)の中に、「住宅等自己が住所設定している居住の用に供している町内に存する住宅及びその住宅敷地に係る外構」とありますが、そもそも、この住所設定をしなければならない理由は何ですか。根拠を教えてください。

また、住所設定はしていないが、今住んでいる家、リフォームしたら住むというなら、助成金は出してもいいのではありませんか。何がいけないのですか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

基本的に、居住されているということであれば、そこに住所を置かれているというところで判断をしているところであります。

いけない理由ということでありましたが、やはり基本的に、居住しているところの住環境

をよくするということを目的にしておりますので、離れというところは対象にしておりません。

以上です。

○議員(三原 明美君) それでは、この助成を受けたいなら、すぐに住所変更をすればいいのですか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

そうですね。住所を移されて、そこに住んでいるということが明らかであって、その後に住宅の改修をしたいという流れであれば、補助対象になろうかと思えます。

以上です。

○議員(三原 明美君) ところで、この要綱は町民には周知してありますか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

お知らせ等を通じまして周知をしております。また、ホームページのほうでもアップをしているところであります。

以上です。

○議員(三原 明美君) あの、ここに住宅リフォーム助成事業のパンフレット、これがあります、これ。課長もよく知っていらっしゃると思うんですが、このチラシを見る限り、どこにも書いてありません。このことが重要なら、助成対象者のところに書くなり、対象者とならない者のところに書くなりすべきではなかったのですか。また、趣旨のところに、「自己が住所設定している」「居住のように供用している」「町内に存している住宅のリフォームを行う」と書き込まなければ、町民はわからないのではありませんか。ぬか喜びさせて、ドーンと夢も希望もなくするようなことをしてはいけません。いかがですか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

要綱の内容をくまなく文字で住民の方にお伝えするというものは、なかなか住民の方も読みにくいのではないかなというふうに感じております。住民の方には要点をまとめてお伝えして、見やすい、わかりやすい内容でお伝えをしているところであります。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) この住所設定のところは一番大事なところではないのですか。住民がこれを見て、そんなことはどこにも書いていないと一生懸命言われました。こういう重要なことは要綱を見てもわからないとか、決めつけてはいけません。

このようなケースでこの助成金が出なかった件数は何件ありますか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

今年の事業で対象にならなかったものが総体で5件ございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) この事業は、先ほども言いましたが、事業主にとっては本当にあ

りがたい事業です。とともに、町民の皆様にとっても平等にありがたがられる事業にさせていただくためにも、聞き取りをしっかりと、リフォームをするところに住むのであれば、助成をしてあげられるように取り組むべきです。川南町に住んでいただけるのですから。町長、いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) できることはしっかりやっていくべきだと思います。

○議員(三原 明美君) この事業は何年続きますか。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

確かに、住民の方からすごく喜ばれている事業であります。ただ、議会との兼ね合いもありますので、ここで具体的なことは申し上げられませんが、できれば継続をしていきたいというふうに考えております。

しかし、個人の資産形成のほうに今助成金を出すということを考えますと、恒久的な事業にはならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 私が今日質問したことを次の期には反映していただいて、住所変更すればすぐにこの助成が受けられるということをしかりチラシに書いていただきたいと思っております。

次の質問に行きます。災害時の対策について質問いたします。

政府は、11月30日の閣議で、9月、10月に日本列島を縦断した台風24号を激甚指定に指定することを決定しましたが、ここにいらっしゃる皆様の脳裏にも焼きついていることと思っております。本当に恐ろしい台風でした。

そこでですが、昨日から何回ともなく答弁されていますが、重複する質問もあろうかと思いますが、私が最後ですので、よろしく願いいたします。

まず、この台風による川南町の人命や社会生活の被害の状況を教えてください。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

台風24号による人的被害については報告を受けておりません。経済的なものについては、先日来、町長の答弁にありましたけれども、最終見込み額が約4億5000万円程度になるのではないかとこのように見込んでおります。

以上です。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員(三原 明美君) 一番被害を受けられたのは、多分農家の方だったと思うのですが、この方々の支援の申し込みは何件ぐらい来てるんでしょうか。

○産業推進課長(山本 博君) 三原議員の御質問にお答えいたします。

相談件数のほうが、園芸部門の113世帯、畜産部門では65世帯の相談を受けております。以上です。

○議員(三原 明美君) この災害金の申し込みの期間はもう終わってるんですか。

○産業推進課長(山本 博君) 再度お答えいたします。

13日から15日まで受付期間を設けました。その後に随時受け付けを行っておりまして、今、それを取りまとめております。それを取りまとめまして、今から県・国のほうに要望書として上げていくことになります。

以上です。

○議員(三原 明美君) この申し込まれた方々には、ほとんど全ての方々に支援金がわたるんですかね。

○産業推進課長(山本 博君) お答えいたします。

実際、これは国のほうに上げてみないと、今のところは何とも言えない状況であります。

前の一般質問のほうでも答弁させていただきましたが、この国の事業にのれない方に対して、町のほうで支援というものを考えて、議案第78号のほうで提案をさせていただいているところであります。

以上です。

○議員(三原 明美君) できるだけ早い期間にお願いしたいと思いますが、次に、災害直後には、行政はどのように動かれたのでしょうか。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

災害直後と申しますのは、9月30日の台風の通過からということによろしいでしょうか。

○議員(三原 明美君) そうです。

○まちづくり課長(米田 政彦君) 9月30日の明け方から、急速に雨風が強くなったものですから、午前10時55分には、また土砂災害警戒情報が発表されたということもありまして、不動地区、これは松原附近だったんですけれども、松原橋附近なんですけど、避難勧告を発令しました。

ただ、暴風雨に見舞われていたこともありまして、住居内での垂直避難とか、要するに、高い位置への部屋への移動とか水平避難、土砂崩れや倒木による被害を受けない位置に移動していただきたいというようなことを、防災行政無線で呼びかけました。

また、同日のお昼ごろには、松原附近の平田川が氾濫の恐れもあるということから、12時

15分に松原地区に避難指示を発令して、避難を呼びかけたところです。午後3時には風雨も落ち着いてきたことから、同避難指示の解除、また、土砂災害警戒情報も解除されたことから、6時半に避難勧告や避難準備情報等を解除しました。

その後から、町としましては、先ほど、建設課長から、別の議員さんの一般質問でも答弁しておりましたけれども、道路の被害調査とあわせて、倒木の対応に向かったところがございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) はい、わかりました。

停電のことでお尋ねいたします。

3日間電気が来ず、情報が全く入らなかったということを知ったのですが、町民の方々は大変いらだっておられました。また、ひとり暮らしの方々は、きっと不安だったと思うのですが、飲み水、食料など大丈夫だったのでしょうか。懐中電灯は持っていたのでしょうか。夜は本当に不安だったと思います。灯りを求めて、ろうそくを灯された方もおられたかもしれません。しかし、ろうそくは危ないです。

今回は二次災害が出なくてよかったものの、何があるかわかりません。こういうときこそ、行政の出番ではないでしょうか。町民に寄り添う行動こそ大事だと思うのですが、こういう方々への対策は何かされましたか。町長いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今回ですね、改めて電気のありがたさ、逆に言えば、現代社会の危うさというのを感じさせていただきました。

現に、我が家も3日間停電でしたので、当初ですね、住民からの問い合わせは、いつ復旧するのか。例えば、施設を動かしている方、畜産の方も含めて、予定が立たないということで、我々も九電に対して、何度も問い合わせをするんですが、九電のほうも手いっぱいではわからないという返事しかございませんでした。

それは、そのことは、電話で来られても、もう九電側も対応、県外からの応援を受けながら、24時間体制でいきながらということで、機械が入らない山林の倒木による電線の破損ということだったそうですが、すみません。長くなりましたが、結局、住民は、一番は、いつ復旧するかが知りたいと。そうしないと、生活の予定が立てられないということで、2日目の夜には、すみません。詳しいことはまた、必要なときに言わせてますが、広報車で回らせました。我が家も含めて本当に、いろんな方がどうしていいかわからないというのが現状でありました。できる限りのことはしたつもりであります。

○議員(三原 明美君) 広報車は本当にいい手段だったと思うんですが、それが聞こえないところもあったみたいですね。

ひとり暮らしの方々の把握はされていますか。

○福祉課長(三角 博志君) ひとり暮らしの方の把握をされてるかということですが、私

ども福祉課としましては、介護が必要な方々、こうした方々についての把握はしておりますが、全てを把握しているという状況でもございません。台風に対しましては、福祉避難所というような形で、避難所、こちらのほうを設置をさせていただきまして、危険な方々は事前に避難をしていただいているという状況でございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) いつ、何があるかわからないとき、災害の安否確認はとても大事だと思うのですが、6つの自治公民館の動きはどうだったんでしょうか。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの三原議員の御質問にお答えします。

自治公民館というのは、別館ではなくて自治公民館ということでしょうかね。

翌日、10月1日に、まちづくり課の職員も含めて、館長さんが常駐しております別館に訪れまして、別館の被害状況も、当然把握をするために回ったわけなんですけども、自治公民館長のところにも何件か、いろいろ報告が上がってきたというところで、それをまた、所管する課に、情報をつなげたというところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 自治公民館の館長さん達は、自分ところの世帯数も多いんですが、やはり、把握をきちんとしていただきたいと思うのですが、農村センターのほうには避難された方がいますか。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

避難は、農村センターには、一番多いときで26名の方が避難をされておりました。

以上です。

○議員(三原 明美君) ここには寝具などは備えてあるんですかね。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

今回の台風に関しては、いろいろ必要なものについては、御自身で準備してきてくださいということで案内しております。

以上です。

○議員(三原 明美君) 今回の台風ではということは、ほかでは、どういう時は役場が用意するということですか。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

今回、台風ですけれども、台風は、皆さん御承知のとおり、テレビで事前に、いつぐらいに上陸するだろうという情報は寄せられております。

それで、町としまして、1人で不安な夜を過ごすことが嫌だという方については、避難準備高齢者等避難開始を発令しまして、雨風が激しくなる前に御自身で準備して、こちら、開設している場所に行ってくださいというふうに案内をしておるわけです。

それ以外の、例えば大きな地震であるとか火災とかいうところで、突発的に発生するよう

なものにつきましては、生活が大変になるでしょうから、寝る場所であるとか布団、場合によっては飲食物についても町が準備することになります。

以上です。

○議員(三原 明美君) 寝具はもともとあるんですか。

○福祉課長(三角 博志君) ただいまの御質問にお答えいたします。

必ずしも多くはないですが、毛布と寝具は準備をしております。

今回、台風につきましては自主避難ということで、御自身で用意をしてこられる方がほとんどでしたが、持っておられない方につきましては、タオルケット、毛布等をお貸ししたということでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) それでは、災害復旧の進捗状況を教えてください。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

復旧の進捗状況ということですが、予算ベースでいきますと、既に、専決予算で予算化しておりますが、その分につきましては、約38.6%になりますが、今後、今回の補正予算でも予算計上しているものもありますので、分母が膨れまして、最終的には、今、16.2%ぐらいになるんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議員(三原 明美君) わかりました。

24号が通り過ぎた直後は、道路は木で覆われ、排水溝は崩れ、土砂崩れがあちこちで起こり、家の瓦は吹き飛ばされ、壁ははぎとられ、無残な姿の川南町でした。このようなとき、頼りになったのが建設業の方々だったはずです。すぐに動いていただけたのでしょうか。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの三原議員の御質問にお答えいたします。

暴風域を抜けたのは夕刻近くでしたので、日没までは職員による現地調査を行ったところでございます。台風24号通過の見込みが夕方だったため、川南土木業協会への依頼につきましては、翌日早朝よりお願いしていたところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 自分たちの本来の仕事もあるのに、それを横に置き、川南町民の皆さまが1日も早く動けるようにと、道路の復旧のため、また、家屋の修理など頑張ってくださいと思いますが、いつ来るかわからない災害、1日も早い復旧をするためにも、建設業はとても大事です。町長はどう思われますか。

○町長(日高 昭彦君) こういういざというときには、本当に地元の業者さんのありがたさを痛感しているところでありまして、議員が言われているとおり、非常に大切であると感じております。

○議員(三原 明美君) しかし、川南町の建設業も、以前と比べると、随分少なくなって

おります。後継者不足に仕事の減少など、そこでですが町長、もっと建設業に目を向け、育成に力を入れるべきではないでしょうか。農業関係には補助金がよくありますが、建設業はありますか。どうでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今、後継者の問題も言われましたけど、必要性が非常に、十分必要であるということは、皆さん認識をしておると思います。それに関しての育成であるとか、そういうことは今後もやっていきたいと思います。必要があれば、また具体的には、担当課に答弁させます。

○議員(三原 明美君) 例えば、技術向上のための講習会や建設業の技術取得のための助成金、機械購入時の補助金など考えるべきです。町長いかがですか。

○建設課長(大山 幸男君) そういう機械購入の助成とか、そういうことはやっていないわけなんですけれども、町といたしましては、年間一定額の工事を発注できるような予算措置をしているところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 工事の発注は川南町のためです。建設業のために、先ほども言いましたように、資格の取得の助成、それに機械購入時の補助金など、私は言っているんですよ。これ、とても大事なことだと思うんですよ。やはり、機械に対しても、何百万円、何千万円という機械があります。そういう機械、農業関係には結構出てきます。しかし建設業、今まで私がこの町議になって、一度も見たことがございません。こういうのに、こういうときにならないとわからないというのが、今、現実じゃないでしょうか。だから今、目を向けてください。建設業がどれだけ今、動いているか。

今、課長が言われましたように、ちゃんと仕事をやっているじゃないか。それは、さっきも言いましたが、川南町のためです。川南町の住民が生活がしやすいようにするためです。そのために、一生懸命動いています。もちろん、建設業もちゃんとお金をもらっておりますが、まずそこです。そこの一生懸命するためにも、やはり、そういう助成金を、建設業にも目を向けてほしいということです。町長いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 補助金については、当然、いろんなことを考えながら、公のことでございます。これまでは、農業の向こう側には、国土保全であるとか地域を守るということで、確かに出ております。漁業に関して、環境の問題ということで出ていると思います。

建設業に関して、国自体が動いてないのは、民間という指定感覚なのかもしれませんが、議員の言われるとおり、今後、地域において、建設業の重要性というのは、本当に高齢化、少子化の中でますます重要になってくると思いますので、これは今後の課題になるかと思えます。

○議員(三原 明美君) 町長、今の言葉を忘れないで、ぜひとも建設業に目を向けていただきたいと思います。

私の質問は、今日これで終わりますが、今日、私がやった3つの質問、よく考えていただいて、実行してほしいです。

終わります。

○議長（川上 昇君） 日程第2、議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについて、この件につきまして、私個人としては、選挙公報の刊行につきましては非常に歓迎するものでございます。特に、町民の18歳以上の選挙権が行使されて、次の統一選挙におきましては、こういうことで実施されるというふうに思いますが、本当に投票率を考えていった場合に、こういった広報活動も必要じゃないかという観点に立ちまして、この条例の設置の中身を検討させていただいたところでございますが、私は二点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

第3条の掲載文の申請につきましてということでございますが、当該選挙の記述の告示日ということの実施ということで、非常に候補者につきましては、大変な忙しい時間帯ではなかろうかということ、こういったことにつきまして、事前にできないのかということと、代理人はうたってございませませんが、代理人もたしか、文書によって持ち、申請ということになろうかと思うんですが、こういったことにつきましての事前申請はできないのか。一点です。

それから、配布、第5条にまつわる部分なんですが、設置に対しまして選挙管理委員会というふうに思うんですが、委員会の仕事の負担というものが非常に大きいようでございますが、行政がどのような形で、全世帯に配布ということで指導されるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

以上、二点だけお願いしたいと思えます。

○選挙管理委員会委員長（永田 雄三君） 竹本議員の御質疑にお答えいたします。

事前申請の協議ということですが、現状では、事前はなかなか厳しいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○選挙管理委員会書記長（押川 義光君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

配布の問題でございますが、現在考えているものは、昨日、県知事選挙の公報が、新聞折り込みという形であったと思いますが、我々が想定しているのは、同じような形及び町のホームページによる広報並びに、役場ないしコンビニエンスストア等に公報文を置いて、そして自由にお取りいただくという方法を現在は考えているところでございます。

県知事選挙なりというのは、告示日から相当期間がございます。現在も期日前投票が行わ

れておりますけれども、16日間の期間がございますので、ある程度、配布等についても、いろんな形で考慮できると考えておりますけれども、町長・町議選におきましては、告示日から5日しかないという短期間でございます。

先ほども委員長から答弁ありましたとおり、事前の審査はございますが、当日やはり、確実に8時半からの立候補の受け付けという行為が、初めての意思表示という形になりますので、8時半から5時まで受け付けて、そして申請書をいただいて、それを公報にするという形を考えると、5日間の中で、限られた中で実質、配布もありますので、4日間の間でその行為を行うということになりますと、非常に厳しいという状況でございます。

なお、先ほどありましたとおり、申請を事前に受け付けるというのは、当日やはり、立候補されないというケースも以前にはあったように記憶しております。そういうことがありますと、非常に逆に、紙面的に混乱を起こすという可能性もありますので、我々事務方としては、この条例に従いまして、当日受付して、即準備にかかって、そして配布は、先ほど申しましたような形をとりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議員(竹本 修君) 掲載文の申請ということですので、立候補に対しましては、事前審査でいろいろ指導を受けまして、でき上がったものを当日持っていくわけなんですけど、掲載分ということで、選挙方法のそのあたりのいいんじゃないかというような気がしていますが、さらに検討していただきたいと思います。

配布につきまして、新聞折り込み等ということでございますが、今、川南町におきましては、宮日の購読者といいますか、枚数は3,830だそうでございます。これは企業内といいますか、事務所等も全部合わせてですから、恐らく、二、三百枚減るんじゃないかと思うんですが、そういうことを考えると、2世帯に1枚というような形になるかと思えます。

そういうことを考えてみますと、全世帯に配布というのはなかなか難しいのかなという気がしております。そして、あわせて、先ほど、同僚議員の6つの自治公民館の対応はという話でございましたけども、広報に当たっての末端の取り扱いといいますか、そういったことにつきましても、非常に難しいものがございます。

何でこんなふうに申し上げますかというのは、先ほど、数字的には半分程度ということになりますと、非常に、選挙の投票率と言いますと、やはり、向上にあまり繋がっていかないんじゃないかというような気がしております。

さらに、こういった100%じゃございませんけど、そういった配布先といいますか、そういうふうな、できれば、少しでも向上になるんじゃないかと思うんですが、半分程度じゃちょっとさみしいなという気がしておりますが、町長、そこら辺のところは、もう少し力を注いで、向上に向けた対策を考えてみてはどうでしょうかね。一言お願いしたいと思います。

○議長(川上 昇君) これ、議案質疑ですので、議案についての質疑でお願いしたいん

ですがね。

○議員（竹本 修君） はい、わかりました。そしたら、質問を変えます。

先ほど言いましたけど、この新聞折り込み等が掲載されてます。そこのあたりにつきまして、私は委員会そのものを、非常に仕事は大きいなというような気がしておりますが、そこあたりで、先ほどより行政の質問の内容と違うんじゃないかということ踏まえて、あえて委員会のほうに申し上げたいと思うんですが、やはり、行政のほうへ、お願い等重ねた上の対策をやっていただきたいということで、答えは結構です。

もう、先ほど言いましたように、そういうことで、さらに、投票率の上がるような形を実施していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについてですが、まず、この条文にありますけども、促進区域というものはこれ、川南町全体が促進区域なのか、はたまた、川南町の中の区域が指定されてあるのかを教えてくださいということと、この承認地域経済牽引の事業者になる事業者についての条件、定めがあるのかどうかと、この事業の応募の枠といったものがあるのかどうかを教えてくださいと思います。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの中村議員の御質疑にお答えいたします。

まず、促進区域についてですが、これが宮崎県全域となっております、その中で、川南町が含まれるということで、川南町も全域であるということでございます。

それと、承認要件についてですが、県の承認について、要件が3つほどございまして、一点目、地域の特性を活用すること、要件二点目、高い付加価値を創出すること、要件の三点目で、地域経済牽引事業を実施することにより、事業者が作成する事業計画期間内に、いず

れかの経済的効果が見込まれることというふうになっております。

承認状況ですが、ただいま、宮崎県内で県知事の承認を受けた事業者が24件、これ9月30日現在となっておりますが、というふうになっております。

それと、この計画の窓口そのものが、うちの場合、産業推進課のほうになっておりますので、それ以外の詳細については、そちらのほう詳しく把握しているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○産業推進課長（山本 博君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

この事業のことにつきましては、川南町のほうでこの計画書を作成しまして、この計画書の中に事業名が入ってきた場合に対象になろうかと思えます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ということは、この地域経済促進事業というのは、もう既に、この事業自体が存在していて、もう既に、それに申請をしている事業者があると。それに加えて今回、固定資産分の措置が追加されて行われるという解釈でよろしいんですか。

○税務課長（日高 裕嗣君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今現在、川南町内には承認を受けている事業者がございますませんが、今後、手を挙げた事業者さんが出てきたときのために、一応、条例を定めるということでございまして、承認を受けられましたら、支援体制の固定資産税を一応免除するという方向で、条例を定めるものでございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） すみません。先ほど何か、24事業所あるというのはこれ、県の事業ということですか。失礼しました。県内ですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第66号川南町税条例等の一部改正について、日程第5、議案第67号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第68号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、以上3議案を一括議題とします。

これから本3議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第66号、議案第67号、議案第68号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第69号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 契約についてなんですけど、広く公募を募集したのかどうかをちょっとお尋ねします。

○教育課長(大塚 祥一君) ただいまの御質問にお答えします。

指定に関しましては、川南町の条例がございまして、公募によって行うこととなっておりますので、条例どおり公募を行ってしております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) それは川南町内だけでお知らせしたということになるんですかね。

○教育課長(大塚 祥一君) ホームページ等を活用しまして、募集を行っております。説明会のほうには3社ほど来ていただいております。

以上です。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(蓑原 敏朗君) 提案理由の補足説明では、株式会社図書館流通センターを選定しましたと。公立図書館の指定管理及び業務受託を行う図書館を専門とする企業とありますけど、文化ホールの部門もあるわけなんですけど、その辺の御懸念は心配しなくてよろしいものでしょうか。

○教育課長(大塚 祥一君) 図書館流通センターにつきましては、蓑原議員がおっしゃったとおり、図書館を最も得意とする企業ということでございまして、文化ホールについては、さほど専門性があるというものではございませんが、これまで、過去5年間の実績がございまして、積極的に企画イベント等を開催していただいておりますので、その懸念はないと考えております。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) わかりました。

今、課長先ほど、同僚議員の質問に、3社ほどみえたけど1社しか応募がなかったということですけど、もし差し支えなければ、おいでになった3社はどこか、差し支えがあれば結構ですけど、差し支えがなければお教えいただくと、参考までに。

○教育課長(大塚 祥一君) 来ていただいたところは、図書館流通センター、それから日本メックス株式会社、それから、図書館と地域を結ぶ協議会という任意の団体が来ていただきました。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) ありがとうございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) これは、この指定とは別に、契約の議案も、契約は要らんとですか、これは。

○教育課長(大塚 祥一君) 指定管理の指定につきましては、行政契約ではございませんで行政処分ということになっております。この議案を、この指定について承認いただければ、この後、協定書を図書館流通センターと締結するという流れになっております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) ということは、契約金額は出てくるわけじゃね、この後は。契約金が相当な額じゃかい。指定管理者と指定をしても、これは契約が成立せんかったらどないなっとね、これ。

○教育課長(大塚 祥一君) 契約について、議会の承認が必要だということの御質問かと思いますが、5000万円以上の場合、議会の承認が必要だということでおっしゃられているかと思うんですが、あちらについては、製造の請負いというものについて5000万円以上となっておりまして、こちらの指定管理料というのは、そちらに含まれないということで理解しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 契約は要らんというこっちゃけんど、96条は、じゃあ、契約は議会の議決が要ることになっとっちゃけんど。多分これは、協定と言うけんど、恐らく、金額の要った契約になるかいよ。96条で、契約に関しては議会の議決が要ることになっとっちゃけんど、これを出す場合は、契約も一緒に出さないかとじゃないの。これ別々じゃ。そうじゃないと、議会が指定しても、契約金の問題等で議会が否決するというようなことがあったら、ちょっと問題が大きいと思うちゃけんど、そこは、総務課でここらはどげなっと。

○総務課長(押川 義光君) この案件につきましては、債務負担行為を起し、そして、指定管理の指定手続を行ったということです。ですから、限度額の設定を、恐らくいただいておりますので……。

96条の議決事項というのは、先ほど、教育課長が申しました内容が議決事項として上がっております。工事や製造に関する請負いの契約が5000万円ということになっておりますので、あくまでも、指定管理については、諸般の手続を今行っているという状況ですので、契約の議決という話にはならないというふうに判断しております。

○議員(児玉 助壽君) ちょっと余分じゃけんど議長、この債務負担行為がそのまま契約金額になるという意味ね。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、まちづくり課長と産業推進課長から発言の申し出があります。

まず、まちづくり課長に発言を許します。

○まちづくり課長(米田 政彦君) 先ほど、三原議員の一般質問の中で、「午前10時55分に松原地区に避難勧告を出した」というふうに答弁しておりましたけれども、正しくは、午前10時55分に町内全域に土砂災害警戒情報が発表されたことを受けて、「町内全域に避難勧告を発令しました」ということです。お詫びして訂正いたします。

○産業推進課長(山本 博君) 午前中の議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについてということで、中村議員のほうから御質問をさせていただいておりました。その中で、「川南町の計画書」の中ということで答弁をさせていただきましたが、「宮崎県の基本計画書」といったところで訂正をさせていただきたいと思います。

今後、各事業所が宮崎県の許可を得た場合に認められるという流れになります。

以上でございます。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は文教産業常任委

員会に付託します。

日程第8、議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)につきましてであります。歳出26ページの災害復旧費の道路橋梁災害復旧費の3800万円でありまますが、説明では5路線ちゅうことやったけど、その対象地域はどこかを伺います。

それから、遡りますが、4ページの第2表、追加繰越明許費補正が3款民生費の総合福祉センター実施設計委託の7000万円は繰越明許になっとなって、18ページ、それを一方で1目の社会福祉総務費の委託料で総合福祉センター実施設計委託料は1122万円減額されておるわけですが、これは同じ事業と思うわけですが、当初予算で8122万4000円計上されとったものですが、そのままになっとなるわけですが、これ足したら。ということはもう執行をせんで、これは1122万円が不用額になっとかしらんけど、四、五千で不用額が出る根拠を……、そうなるわけですね、これは。この不用額になっとなが、1122万円が不用額になっとか何かしらんけど、それを伺いたい。

それと、8412万2000円、これはどういう計算になったら出てくっとかしらんけど、おそらくこれは未執行だと思うちゃけど、当初予算で計上して今まで未執行になった理由は何かですよね、この関係なんでこの繰越明許制度利用するような不測の事態とかいうのは出てきとらんと思うわけじゃが、当初では八千何ぼかして、途中で5月か6月ごろ3階を2階にするちゅう計画変更があっただけですけど、計画の変更があっただとしても、3階を2階にすっっちゃかいよ。まあ、別に執行をできないことないわけですけど、なぜこれが未執行になっただのかを伺います。

○建設課長(大山 幸男君) ただいまの児玉議員の御質疑にお答えいたします。

11款2項1目15節の工事請負費3800万円、5路線分の工事箇所がどこかということではなかったでしょうか。

○議員(児玉 助壽君) はい。

○建設課長(大山 幸男君) 1カ所が鬼ヶ久保地区と高森地区、白鬚原地区、萱根地区、竜ヶ脇地区の5カ所になります。

以上です。

○福祉課長(三角 博志君) 児玉議員の御質疑に対してお答えいたします。

まず、この総合福祉センターの予算につきましてですが、当初予算に8412万2000円計上されておりました。こちらのほうは、基本設計及び実施設計ということで計上させていただいておりましたが、その後に御説明も途中で申し上げましたが、計画の見直しにつきまして検討してまいりました。結果的に3階建てを2階建てに変更するということにいたしました。その調整等にかかなりの時間を要しておりました。したがって、それまで予算の執行がで

きなかったわけですが、改めて3階建てにつきまして基本設計・実績経費の見積もり、これを確認しましたところ、金額がここに書いてございますほどは下げられるということで、減額の補正をさせていただいております。加えまして、今年度に執行すると、年度内の執行というものが困難ということで、繰越明許のほう上げさせていただいた状況でございます。

以上でございます。(「はっきり聞こえんかったけど、当初の目的のとおり3階でするわけ。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 発言許可をお願いします。(「聞こえんかったかいよ、じゃねえと時間がねえもん。」という者あり)

○福祉課長(三角 博志君) 当初3階であったものを2階建てに変更するという内容にした結果の減額でございます。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) この8412万2000円じゃったけんじゃが、3階を2階にするといえよ、まあ、こめえなんがわからんけど、単純に計算して何すつと、ここ1412万円のところは2500万円ぐらいにならんといかんちゃけどよ。33%のなんでせば、そんなぐらいになるはずじゃけど、今当初でしたやつが決まらんかったわけですが、執行できんかったわけですが、いろいろ変わって、来年に向けてするちゅうたら、町長がこれを提案したちゅうことは、来年も町長選挙も終わっとらんと来年も町長する気でおられるかもしれんけんどんよ、来年町長が出たときには、また計画が変わるわけじゃかいよ、これ、繰越明許費で置いとったらいかんわけじゃねえですか、町長。

例え、通る見込みがあるから、こげなことするかもしれんけど、もしものことがあったら、次の町長がおら自分の考えたのができんごとなっちゃけんどんよ。

この繰越明許制度ちゅうとよ、臨時議会も使とったけんど、繰越明許制度は、一般質問でしたけんど、職務怠慢をするための制度になるわけね。この予算はその町政の毎年度における収入と支出の見積もり計算書なんですよ。

町長は、この町の予算を編成する権限は、町長のみ専属しとるわけですが、編成・提案権も町長にあつて、町長は川南町を統括して全体の代表者としての行政執行の責任を持つとるわけです。ちゅうことは、ちゃんと当初予算で計上したやつは、不測の事態とか、そういう何も全然あつたらんわけですがね。予算の変更も6月に議会にお願いしとるわけだからできるわけですが、ということは、この行政執行の責任をこれは果たしとらんことになるわけです。執行部も執行せんならんもんを執行しとらんつことは、これは処分に値するとも思うちゃけんど、処分もせんで繰越明許費で認めてくださいちゅう考えじゃたら、これ、町長としての責任を果たしたことになるつとらんですよ、町長。

そもそも当初予算で議決されたやつが、この繰越明許費に上がってくる事態もおかしい。次のものに責任を負わすちゅうこと事態も行政執行の責任の放棄じゃと思われとりますよ、

町長。

あまりにもこの繰越明許費の制度を自分の都合のいいほうに利用しよつとじゃないですか。

町長、これは行政執行の長としての考え方を聞きます。

○議長(川上 昇君) 繰越明許についてのことでしょ。繰越明許が上がってきていることについての質問でしょ。(「未執行。」という者あり)

○町長(日高 昭彦君) いろんな御指摘を受けておりますが、ルールに基づいて当然これは提案をさせていただいていると考えております。(「未執行の責任はどうすつとかって。理由もないじゃねえですか、理由が。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 議案について、議案の中身について。(「議案のこれ。」という者あり)

○議長(川上 昇君) もちろんそうだけど、拡大して。(「未執行じゃから、未執行よ、これは、議長、未執行だぞ、未執行、当然予算編成と提案の権限が町村長に専属しとっちゃが、これ、執行せんかったら町長として役目果たしとらんじゃねえですか。金額そのものじゃねえもん。」という者あり)

○副町長(清藤 莊八君) 児玉議員の指摘にお答えしたいと思います。

今回の予算の補正につきましては、当初8400万円ほどの設計費用を組んでおりましたけども、3階建てから2階建てに変更するという今年度に入ってからの変更事由が生じました。それに基づきまして、当初8400万円見込んでおったものが約7000万円足りるという結論に至りましたので、今回1400万円の予算減額の予算を要求したものであります。

また、これから確かに4月以降、その検討が長引いたという事由で、今後発生するにあっても3月末までの完了が見込めないという基本的な工期がとれないということで、今回明許繰越費ということで7000万円の限度額を上げさせていただいたものであります。

以上であります。

○議員(児玉 助壽君) だから、そういうのはわかつとる、執行責任はどうすつとかって聞いとるだけです。もう来年にするとやったら、ひょつとしたら町長が代わるけじゃから、町長が代わったら事業が変わるわけじゃから、この予算置いとってしょうがないわけじゃわ、財政調整基金とか何かに積み立てて白紙でするとが普通じゃつたらすると思うけどね、まあ、来期も町長とおるちゅう保証があるか、あるとやろうと思うんけど、俺は入れんけど。

大体、そしてこれも1412万2000円これが執行せんまま、何にもせんまま不用額として残るわけですが、これが剰余金になって町の黒字になつちやが、これ自体がおかしいと思わんとですか。おそらくこの繰越明許費も7000万円になつとるけど、2階にしとるかいは、またここでも不用額が出てくつとがよ。

なら、でけんならでけんごつ、もうこの時点で財政調整基金か何かに積み立てて、ほかの事業に使えるんじゃないですか、災害復旧費や何や。

何でこげん不用額の黒字にならんといかんとですか、黒字に、1412万2000円が。また、これが来年の出納閉鎖までに予算として上がっていくと、今度は確定予算になるわけじゃが、設計費とか、またこの引いた削減したやつがまた不用額となって上がってくつとですよ。そしてまた、剰余金として町の黒字となって上がってくるわけですが、何で仕事も何もせんと1412万2000円という不用額が出てくつとですか。

どういう何で予算を作ってきたけんども、ここに書いてあるがね、「予算が堅実なものなければ、日頃いかに住民の福祉向上を叫びまちづくりの理想を掲げていっても、その実現が難しいばかりか、そうした不健全な状態が続くと、財政自体が行き詰まり新しい事業は一切できなくなって活発な行政の展開や計画的に行うことは不可能となる」。ちゃんと書いてあるじゃないですか。ほかの事業できんなるですよ、こういうことしよつと。

この7000万円という銭が、ほかの事業には使えんとですよ。8412万2000円が1年間使えんかったわけですよ、どの事業にも。こういうことあったらいかんじゃないですか、町長。

町長はよう答えんかもしれんけど、福祉課長、答えて。

○福祉課長(三角 博志君) まず、先ほどから出ております金額の根拠的なお話でございますが、3階建てから2階建てになったということで、面積的には床面積が1,200平米の……。

○議員(児玉 助壽君) そりゃ、わかっとる、8400万円というのが使えんかったらどんげ思うかと聞きよつとがね。

○福祉課長(三角 博志君) 今回の8412万2000円で当初予算に計上されておりましたが、議会等からも御指摘がございました、急いで仕事を仕損じると、十分な議論を重ねるようにと、規模が大き過ぎるのではないかというような御指摘もありまして、再度検討した結果の2階建てでございます。そのまま検討にもかなりの期間を要したということで、年度内の執行というのが間に合わないということが明らかになってまいりまして、それでは、どれくらいの金額が適正なのかということで、今回1412万2000円を差し引いた7000万円というものを計上させていただいております。

そのまま8412万2000円というものを繰越明許するような事態になってまいりましたので、今回は減額をいたしまして7000万円の繰越明許とさせていただいたところでございます。

以上でございます。(「そうじゃねえじゃね聞きよつとは。8400万円事業がでけんかったことをどう考えとるかを聞きよつとがね。」という者あり)

○議長(川上 昇君) 続けて。

○福祉課長(三角 博志君) 確かに、支払いのほうは来年度に持ち越すということになりますが。(「今年使えんかったとどげんなる、どう思うか聞きよつとがね。」という者あり)

○福祉課長(三角 博志君) 今回補正予算が認められるということでございましたら、早

急に入札を行いまして業者を選定し、基本設計それから実施のほうに入りたいと思っております。できるだけ早い完成を目指したいということで、今回このような方法をとらせていただいておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第70号ですが、川南町一般会計補正予算(第6号)です。

ちょっと、なかなか自分が理解できなくて申しわけないですが、教えていただきたいと思うんですが、歳入の繰入金のふるさと振興基金繰入金がマイナスの1800万円というのは、繰入金を、考え方ですね、歳入なので歳入から繰り入れをして歳出のほうの予算があると思うんですが、わざわざこの数字がマイナスという意味がちょっと申しわけないです、教えていただきたいのと。

それと、歳出の中の16ページの財産管理事業費の財政調整基金積立金が5900万円になっていますが、この財源の内訳を教えていただきたいと思ひます。

○総務課長(押川 義光君) 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

ふるさと振興基金の9月補正までで、臨時議会等もありましたけれども、3億1963万2000円の歳入として見込んでおりました。ところが今回の補正に当たりまして、町税の歳入とかいろいろ歳入項目が増えてまいりました。そういうことを鑑みて、特に今話題になっています総合福祉センターの絡みもございまして、基金からの繰り入れを減額しても問題ないと、歳入として、基金からの繰り入れを減額して、その分を一般会計に一般財源として振りかえたというような部分と。

5900万円につきましては、先ほどから申しますとおり、歳入のほうで歳出の部分を上回りましたので、その部分については一旦、財政調整基金に積み立てを行うということで、歳出のほうで積み立て部分として5965万2000円を積み立てるということにしたものでございまして。

以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 考え方が……、ふるさと納税が入って、基金として繰り上げられないから減額をしたと、ほかのもので賄うと、そして財政調整基金の積み立てとしての財源がそれぞれという考え方、明確にどこからの基金をとというわけではないということになるんですか、すみません、これ、なかなか後の議案78号に関しても同じ数字が出てきますので、このところきちんとしとかないと、災害についてはどこからか財源がわからなくなるのかなってちょっと気がしまして質問しております。ちょっと私の解釈が悪いですか。根拠的にどれとどれとどれというものが明確にはできないということなんですかね。例えば一般財源、例えば税金であるとか、そういうことからという考え方があるということでしょうか、5900万円に対して。

○総務課長(押川 義光君) 今回の補正の細部については、一番の原因は歳入の税収が伸びたということが一番大きゅうございまして。それを一般財源としていろんな事業に充当し

てまいります。その中でふるさと納税からの収入を見込んでおりましたけれども、それが見込みがないということでもなくて、その部分も若干あるんですけれども、基金として積んでいるやつをそこまでふるさと振興基金を使わなくてよくなったという部分でマイナスにしているという状況でございます。その分は一般財源の先ほど言いました収入で肩がわりしているという部分でございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） だから、歳出の財源、財政調整基金の積立金の歳入は、そこら含めた金額である、歳出をしている、歳出ですよ、これ、財政調整基金に5900万円を入れたという感じでいいんですね。

○総務課長（押川 義光君） 今、徳弘議員がおっしゃったとおりです。一般財源として財政調整積立金に積んだというところでございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

日程第9、議案第71号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第72号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第73号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第74号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13、

議案第75号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第14、議案第76号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第15、議案第77号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)、以上6議案を一括議題とします。

これから、本6議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号、議案第76号は総務厚生常任委員会に、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第77号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第16、議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員(蓑原 敏朗君) 議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)についてお尋ねします。

提案理由では、歳出についてですが、提案理由では総務費は財政調整基金積立金を5965万2000円を減額するものだという御説明ですが、これ、説明ではなっていないんです。減額は予算書を見ればわかるわけですので、なぜなのか、何のためにという説明が必要ではないかと思うんですけど、お伺いします。

○総務課長(押川 義光君) 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

歳出として5965万2000円を積み立て減額していると、年間通しての財政調整積立金、トータルで考えていったときに、第70号で同額を積み立てる予定にしておりましたけれども、12月に追加の予算を上げたということになりましたので、70号で積み立てる予定でございましたけれども、それを積み立てを一部減額して現在の基金からまた三千数百万円を歳入として、3534万8000円を繰り入れて、トータルで9400万円程度の一般財源を使うということにしたところではございます。

以上です。

○議員(蓑原 敏朗君) 何かよくわかったようで正直わかっていませんけど、70号で計上提案されたものを同日に78号で減額されるわけですけど、全く理解ちょっと不可能なわけです。簡単に言うならば、70号で予算計上しなければ、78号では減額する必要がなかったわけ

でして、それぞれの予算についてはそういった不都合が起こったのかもわかりませんが、愚策愚生の典型として御存じでしょうけど、朝令暮改という言葉があります。まさにそれではないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○総務課長(押川 義光君) 蓑原議員の御質疑に再度お答えいたします。

確かに蓑原議員のおっしゃるとおり、積むものは積む、それから繰り入れるものは繰り入れるというふうにすっきりと分けたほうが良いというようなことのお話だというふうによく思っております。

ただ、前段、可能な限り12月でこの対策も一緒に出そうということで、事務方としては臨んで来たところではございました。ただ、どうしても実情として間に合わないという状況がございまして、歳入が5900万円宙ぶらりんの状態というのはちょっと作れなかったものから、70号ではとりあえず積み立てという表現をし、それを78号では積み立てずにそれを活用するというこういう表現になったものでございます。なかなか御理解いただけないかとは思いますが、そういう手法でやったところでございます。以上でございます。

○議員(蓑原 敏朗君) 一つ一つの予算については、制度上やり方上、間違いではないんだと思うんですけど、トータルで見たときは非常に不都合、まさに同日提案ですから、ちょっとなかなか理解できません。

町長、私の一般質問で8年前とはもう職員、非常にいい職員になったとおっしゃいましたが、この手法はちょっと私にはなかなか理解しがたいことです。このような議案提案は、いかがなものかと思わざるを得ません。答えはいいです。

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 昇君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は各所管事項別にそれぞれの常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後1時37分散会